

大分県知事

広瀬 勝貞 様

日本労働組合総連合会大分県連合会
会長 佐藤 寛人

2020年度予算編成に関する要請書

貴職におかれましては、大分県政の発展と県民福祉の向上、とりわけ「安心・活力・発展」「県民中心の県政」実現に向けて日夜ご努力されていますことに対し深く敬意を表します。

さて、日本経済は昨年末頃から陰りが見えるものの景気回復局面は続いているとされ、企業収益は過去最高水準となり、設備投資は増加基調とされています。しかしながら、労働分配率は低下を続け、個人消費は伸び悩んでおり、多くの働く者、生活者が景気回復を十分に実感するまでに至っていません。

一方、雇用情勢については2019年6月時点での全国の有効求人倍率が1.61倍、大分県も1.54倍と高い水準で推移しており、数字の上では改善が続いていますが、依然として非正規雇用者の数は増加しており、所得格差の拡大が深刻さを増し、さらに少子高齢化が経済、社会保障、財政の持続可能性に影を落とし、国民の将来不安につながっていることがあげられます。

これらの目下の課題を克服し、経済を自律的かつ持続的に成長させ、包摂的な社会を構築していくためには、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセント・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型の社会保障制度のさらなる構築、すべての子どもの教育機会の保障をはじめ、すべての働く者・生活者のくらしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が不可欠です。

また、2017年に政労使で宣言を行った「おおいた働き方改革」の推進はもとより、大分県の当初予算編成を視野に、中小・地場企業への支援、社会的セーフティネットの機能強化、若年者、子育て世帯、介護世帯への支援・サポート体制の強化・あり方などについて、中・長期的視点にたって検討を深めていく必要があることはもとより、近年多発する自然災害についても、長期的かつきめ細やかな支援も必要と考えます。

連合大分はこうした認識に立ち、今般、「2020年度当初予算編成に関する要請書」を取りまとめました。つきましては、働く者の立場からの政策要請として真摯にお受け止めいただき、2020年度の予算編成および政策運営において反映いただくよう、以下のとおり要請申し上げます。

2020年度 当初予算編成に関わる大分県要請（最重点要請）

1. 大規模災害発生に備えた防災・減災対策の充実

地域において、高齢者、女性、子どもも含めたコミュニティづくりを推進し、平時から「顔の見える関係」を構築し、災害発生時の助け合いにつなげるとともに、観光地の特性も踏まえ、熊本地震を教訓として観光客も含めた支援の在り方について検討すること。

また、更新後のハザードマップの地域住民への周知を市町村と連携し徹底するとともに、地域における防災訓練等について、その実施率や参加状況等も含め実施状況の評価を行うこと。

2. 大分県税財政基盤の強化と経済の発展、地場・中小企業における経営基盤の強化

優越的地位の濫用を防止し、すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正に向けた取り組みを強化すること。

また、消費税転嫁対策に基づく監視の強化を関係機関へ強く要請するとともに、取引慣行の実態把握に努め、状況を見極め必要な対応をはかること。

なお、引き続き、関係機関と連携を図りながら、「下請かけこみ寺」事業を中小地場企業へ周知していくとともに、本事業を通じ、中小地場企業を支援していくこと。

3. 雇用の安定と創出策の強化

大分県地域経済の活性化に向け、県における正社員雇用の創出を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」等の活用をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組み等を支援すること。

また、市町村における地域特性を活かした雇用創出を支援する「実践型地域雇用創造事業」の取り組みなどを引き続き支援すること。

4. 子育て支援の強化

安心して働きながら子育てが出来る様、待機児童並びに親が求職中や認可保育園に入れず認可外に預けている児童等いわゆる潜在的な待機児童の解消に向け、引き続き市町村と連携して取り組むとともに、具体施策を進めるためには、保育所等の職員の確保も必須であることから、保育士の処遇改善と勤務環境改善に向け、積極的な対応を図ること。

また、保育の無償化について、2019年度は全額国費で賄うとしているが、2020年度以降は国と都道府県、市町村でそれぞれ分担することとなっており、そのための財源を確保すること。

さらに、2015年度よりスタートしている「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」の評価をあきらかにするとともに、今後、第4期計画作成に向け、広く県民のニーズに応えられるよう内容の作成に努めること。

5. 女性、子どもの人権を冒涇する性の商品化や暴力を許さない社会づくりの推進

高齢者や障がい者、また、女性や子どもに対するあらゆる暴力（性犯罪、ストーキング、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDV等）の根絶・防止に向け、引き続き、広く県民に対する広報・啓発活動に取り組むこと。

また、それぞれの事案に対応した相談体制の強化に向けては、人員増加はもとより継続雇用のための体制整備ならびに専門職を配置するなど一層取り組むこと。

6. 安心・安全な社会とまちづくりの推進

九州北部豪雨災害（2012年）および熊本地震などにより、国道57号線やJR豊肥本線が繰り返し寸断され、復旧までに多くの日数を要している。国道57号線およびJR豊肥本線については、地域住民の日常生活に不可欠な生活路線であるとともに観光業へも大きな影響を与える。このため、安心な暮らしを守る強靱な県土づくり、発展を支える交通ネットワークの充実の観点から、中九州横断道路ならびに、国道57号線の迂回ルートを含めた生活路線の確保と周遊ルートとしての観光路線について検討すること。

また、九州北部豪雨災害（2017年）により、寸断された日田彦山線についても、関係機関との議論が長期間に亘っていることから、早期解決に向けた対応を図ること。

以上

大規模災害に関する事項について

1. 大規模災害発生に備えた防災・減災対策の充実

1) 地域において、高齢者、女性、子どもも含めたコミュニティづくりを推進し、平時から「顔の見える関係」を構築し、災害発生時の助け合いにつなげるとともに、観光地の特性も踏まえ、熊本地震を教訓として観光客も含めた支援の在り方について検討すること。

また、更新後のハザードマップの地域住民への周知を市町村と連携し徹底するとともに、地域における防災訓練等について、その実施率や参加状況等も含め実施状況の評価を行うこと。

2) 大分県防災計画などに基づき大規模災害を想定した訓練等の対応を実施しているところであるが、より効果を発揮するためにも地域住民へ積極的な周知を行うとともに、これまで以上に企業・団体等も巻き込んだ訓練の実施、あるいは、有事の際に統一的な行動を実施できるよう指導者研修の実施をすることで、県民の継続的な防災意識の醸成に向け取り組むこと。

また、各地域における自主防災活動の活発化の観点から防災士・自主防災組織の充実を図ること。とりわけ、防災士が不在の地域解消に向けて、地域の特性等も踏まえながら防災士の養成を促進すること。

3) 多発している土砂災害や豪雨水害、更には、中津市耶馬溪町斜面崩壊などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ、森林管理を重点的に行うとともに、盛土・斜面の崩壊を防ぐ工事や堤防決壊などにつながる河川内の樹木伐採等を強化すること。

4) 石油・電気・ガス・生活用水などのインフラそのものへの防災対策の強化と、これらの安定供給に向け、生産拠点・供給拠点施設からの複数の輸送ルートを整備すること。また、生産拠点と供給拠点が同時に被災するなど最悪のケースを想定した検討を行うこと。

加えて、中核給油所などの災害対応型施設を地域住民に向け広く情報発信すること。

5) 大分臨海部コンビナートの護岸整備については、国直轄事業となったものの、南海トラフ地震の発生確率やコンビナートの企業群とその背後の住民への影響を鑑みると、早期の対策が必要である。このため、毎年度の確実な予算確保に努めるとともに、計画の前倒しが図られるよう引き続き国へ要請すること。

併せて、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となる港湾における耐震強化岸壁の整備を促進すること。

6) 災害発生時に情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、ICTを活用したシステム等を整備促進するとともに人的体制を充実・強化すること。また、情報が錯綜しないよう、住民、地域組織、民間企業などと連携し、あらゆる手段により被害状況を収集・集約・精査し、関係機関だけでなく、広く情報を発信することで情報共有をはかること。

また、情報を受信する側への対策として、携帯等の通信機器の電源確保を行うこと。

加えて、道路の寸断等による住民の孤立化など、ライフライン途絶時の対応についても検討すること。

1.経済・産業政策

1. 大分県税財政基盤の強化と経済の発展、地場・中小企業における経営基盤の強化

1) 大分県として持続的・安定的な経済成長を果たしていくべく、県内全域を見据えたうえで、最先端技術の活用や地域にある資源の見直し、更には産業の掘り起こしを行い、これまでの県北における自動車産業や東九州地域における医療産業の様に中核となる地場産業等の企業群を定め、地域の多様な主体との連携を図り、関連企業・教育機関・研究機関の誘致・育成を進めること。
また、県・市町村が企業を支援する際は、対象企業が継続的に雇用環境の改善や地域社会に貢献すること等について条件に加えることも検討すること。

2) 2024年度までの県政運営の指針となる「安心・活力・発展プラン2015」の中間見直しにあたっては、これまでの評価を行い、それを踏まえたうえで、地方創生の更なる充実・強化に取り組むことはもちろん、引き続き、効率的な歳出構造へと見直し、福祉・社会保障、教育、環境、防災、中小地場企業対策、地域活性化等、県内の多様な意見が反映された歳出項目への重点配分とすること。

3) 県内経済や雇用を支える活力の源泉となっている中小企業の経営基盤の強化、育成・発展に向け、「中小企業活性化条例」に基づく支援体制を充実・強化すること。

また、地域金融機関が地域密着型金融としての役割を発揮し、事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行うこと。

加えて、県内すべての企業の将来にわたる産業維持の観点で、企業に対する優遇措置など継続的な支援を行うこと。

4) 優越的地位の濫用を防止し、すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正に向けた取り組みを強化すること。

また、消費税転嫁対策に基づく監視の強化を関係機関へ強く要請するとともに、取引慣行の実態把握に努め、状況を見極め必要な対応をはかること。

なお、引き続き、関係機関と連携を図りながら、「下請かけこみ寺」事業を中小地場企業へ周知していくとともに、本事業を通じ、中小地場企業を支援していくこと。

2. ものづくり基盤と人材育成の強化

1) 「ものづくり県大分」の地域経済活性化のカギを握るのは、ものづくり産業であり、とりわけ、その大部分を占める「中小地場ものづくり企業」の活力発揮は必要不可欠である。将来的な労働力人口の減少を踏まえた場合、県内で学んだ「ものづくり人材」の県内就職・定着は極めて重要であり、その対応策も含め、引き続き、事業の維持・発展に向けた支援を強化すること。

3. 地域経済の活性化と雇用創出・まちづくりの推進

1) 住宅セーフティネット法にもとづく居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を促進すること。また、住宅確保要配慮者などに加えて外国人労働者など、特に配慮が必要な世帯に、公的賃貸住宅や一定の基準を満たした空き家を供給すること。

2) 観光産業の活性化をはかるため、市町村間の観光案内所の連携、交通機関等での多言語表記、設置エリアや通信速度を十分に踏まえたW i - F i 環境の充実による多言語情報の提供等の環境整備を進めるとともに、多言語人材の育成を推進すること。

一方、「民泊」については、引き続き、監視員の過不足も見極めながら、施設利用者はもちろん近隣住民の安心・安全の確保を第一義に、悪質な仲介事業者の排除など徹底した対応策を講じること。

2. 雇用・労働政策

1. 雇用の安定と創出策の強化

1) 大分県地域経済の活性化に向け、県における正社員雇用の創出を支援する「地域活性化雇用創造プロジェクト」等の継続・活用をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組み等を支援すること。また、市町村における地域特性を活かした雇用創出を支援する「実践型地域雇用創造事業」の取り組みなどを引き続き支援すること。

2) 事業所が廃業となった場合の再就職を希望する者への支援に努めること。また、改正雇用対策法にもとづき、労働局との連携のもと、長期失業者などの真に職業訓練を必要とする者が確実に職業訓練を受講できるよう、公的職業訓練（公共職業訓練、求職者支援訓練）への誘導を強化すること。

2. 職業能力開発施策の推進

1) 大分県が生産年齢人口の減少過程にある中で、生産力を維持・向上させていくために、若年者、女性、高齢者、障がい者の雇用促進と能力開発に向けた実効性のある施策を更に強化すること。
また、全国に「多文化共生総合相談ワンストップセンター」が設置されることとなったが、県内における外国人労働者の増加を踏まえ、県内で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

2) 雇用、福祉、教育の各行政機関が地域レベルで連携し、ハローワークを核とした地域のネットワーク、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を行うなどして、明確な数値目標を掲げたうえで障がい者の雇用の促進と安定をはかること。

とりわけ、2021年4月までに民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられ、対象事業主の範囲が従業員45.5人から43.5人に広がること踏まえ、中小企業における障がい者雇用を推進するため、採用・職場定着に関する相談や職場実習の受け入れ支援、職場適用援助支援など、雇用前後の支援を強化すること。

3. 行政改革

1. 地方分権改革の推進

- 1) マイナンバー制度の運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正等を行うとともに、引き続き、県民の制度に対する理解の促進に努め、マイナンバー制度の普及に繋がる策を講じること。あわせて、税務行政体制の効率化をはかること。

2. 公契約の適正化

- 1) 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、他県における公益代表・使用者代表・労働者代表構成の懇談会の立ち上げ状況等も参考とする中で公契約条例を制定すること。

4. 食料・農林水産業政策

1. 農林水産業政策

- 1) 農林水産業の活性化のため、農業経営や農作業を組織的に受託する組織など多様な生産組織の育成を支援するとともに、他産業との連携や規模拡大などにより経営体質の強化をはかること。
また、農林漁業の有する資源を活用した地域ビジネスを展開する6次産業化を支援するとともに、労働環境の向上をはかること。さらに、新規就業者の定着を含め就業者が継続して事業に取り組めるよう、支援策を強化すること。
- 2) 農地の集積と集約を目的とした農地中間管理事業については、集約が困難な地域への対応について検討のうえ対策を講じること。
- 3) 近年、特定外来生物であるアライグマの増加など、県内各地で野生鳥獣による農業被害や家屋侵入による被害など様々な問題が発生している。
また、イノシシ・シカ・サルなどの野生鳥獣による人身被害の発生事例も増加傾向にあると認識しており、県民の安全確保はもちろん各種被害の防止に向けて、市町村と連携をはかり対策を講じること。

5. 福祉・社会保障政策

1. 医療、医療保険制度の抜本改革

1) 大分県が策定した「地域医療構想」並びに「大分県医療計画」に示す二次医療圏域において、圏域ごとに公平な医療サービスを確保する必要性から、偏在することなく医師の確保に努めるよう、財政措置を含めた実効性ある対策を継続して講じること。特に厚生労働省による2016年の調査では2次圏域別医師数において、南部・豊肥・西部・北部について全国平均を下回っており、また医師不足が顕著である小児科や産婦人科についても同様であることから、最新の医師数について把握するとともに、引き続き医師確保のための財源の確保はもとより、情報発信・相談支援等について取り組みを強化すること。

また、医師確保のための施策として離職した女性医師を対象とした復職研修の機会の拡充と助成の継続とともに、研修中に利用できる保育の確保等、円滑な受講を促進するための条件整備を行うこと。

さらに、女性医師の働きやすい環境整備のための施策を継続して講じること。

2) 看護職の不足解消に向けて、均等待遇を前提とした短時間勤務制度（日勤のみ、夜勤のみ、パートタイム制度等）の導入や超過勤務の是正、夜勤交代制勤務の回数制限などがより多くの病院で実施されるよう、ワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の整備について引き続き取り組むとともに、「中小規模病院等看護管理者支援事業」の対象地域拡充も含めた取り組みを継続すること。

また、看護系学校を卒業した看護職の県内就業のための対策をはかること。

3) 公立病院は、地域の中核病院として、災害時の拠点やへき地医療の担い手としての役割を果たす必要があることから地域における医療体制の拠点として体制整備が果たせるよう、今後も財政面を含めた支援を継続して行うこと。

また、安易に不採算医療の診療科目の見直しをすることのないよう、連携し必要な支援を行うこと。

さらに、医療機関の仕入れ（費用）にかかる消費税の診療報酬での補填について、2019年の消費税増税時での状況を把握し、補填率が低い場合新たな財政面での支援策など講じること。

4) 新しい国保制度が安定的に運営されるよう、県と市町村との意思疎通の徹底をはじめ、国に対しては、追加の財政支援等、必要な措置を引き続き求めていくこと。

また、保険料については、健康寿命日本一を掲げる県の施策を引き続き推進し、被保険者の負担が増えることのないよう医療費の抑制に向けた取り組みに努めること。

2. 高齢者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

1) 厚生労働省の介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数試算では今後も介護関連の従事者の不足が拡大するとされており、介護職員の人材確保が喫緊の課題であることから、介護サービス事業所及びすべての福祉施設における介護労働者の雇用・労働条件の改善に向け、労働関係法規の周知や遵守の徹底など、引き続き取り組むこと。

さらに、新卒者を含めた若者の雇用確保と今後増えることが想定される外国人介護就労者の勤務環境・労働条件の改善のための施策にも取り組むこと。また、介護職員処遇改善加算については、事業主がキャリアパス要件の仕組みを活用し、介護職員の処遇改善が進むよう、啓発はもちろんのこと、すべての介護サービス事業所において導入されるよう引き続き取り組むこと。

2) 国民生活基礎調査において、65歳以上同士の在宅介護を行っている世帯の割合が年々増加傾向にある中、いきいきとした日常生活が過ごせるよう在宅介護のさらなる充実にむけ、介護保険制度だけではなく、総合事業も含めた高齢者福祉施策全体として、引き続き市町村と連携して取り組むこと。

さらに、2025年問題や人生100年時代の到来も含めて国に対して財政支援を含めた介護保険制度の充実について要請していくこと。

また、高齢者福祉サービスについては、低所得者対策および介護家庭の孤独死の発生・増加を踏まえ、関係機関との連携強化に引き続き取り組むこと。

3) 有料老人ホームをはじめとするすべての高齢者福祉施設について、入居者が安心して療養できるよう、充足した職員体制でのサービス提供に向け支援を検討するとともに、虐待防止、防災の観点から必要な指導を行うこと。また、「介護サービススクオリティ向上事業」の進捗状況を明らかにし、必要があれば業務効率化について事業所への運営体制を含めた助言・指導等積極的に行うこと。

また、待機を余儀なくされている待機者が、希望する施設に入所できるよう施策を講じること。

4) 大規模災害が発生した場合に備え、福祉施設・病院等の入所・入院中の要援護者に対する安全確保等、施設への指導を継続して行うとともに福祉避難所等について現状を把握し、不足が想定される場合の設置促進と併せて必要な施設の改善を行うこと。

5) 介護保険料については、制度創設以来、2018年度の保険料改定まで依然として上昇傾向にあり、保険料の市町村間でその差額もますます大きくなっており、依然として被保険者の負担が増大している。今後も介護保険料、利用者負担額等の利用者負担の増大が懸念されうることから、適正な保険料の決定と給付が出来るよう各市町村と連携して取り組むとともに、保険料の負担割合等制度の見直しに向け、引き続き国へ要請すること。

3. 子育て支援の強化

1) 安心して働きながら子育てが出来る様、待機児童並びに親が求職中や認可保育園に入れず認可外に預けている児童等いわゆる潜在的な待機児童の解消に向け、引き続き市町村と連携して取り組むとともに、具体施策を進めるためには、保育所等の職員の確保も必須であることから、保育士の処遇改善と勤務環境改善に向け、積極的な対応を図ること。

また、保育の無償化について、2019年度は全額国費で賄うとしているが、2020年度以降は国と都道府県、市町村でそれぞれ分担することとなっており、そのための財源を確保すること。

さらに、2015年度よりスタートしている「おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)」の評価をあきらかにするとともに、今後、第4期計画作成に向け、広く県民のニーズに応えられるよう内容の作成に努めること。

2) 児童養護施設について、施設の運営実態を調査・把握すること。また、児童養護施設に入所している子どもや里親に養育されている子どものうち、大学等への進学を希望する子どもで、礼金敷金や保証人等の問題で住居等を確保するのが難しく、進学をあきらめる子どもがいないか把握するとともに、引き続き奨学金の増額や、保証人の肩代わり、生活費等の貸付事業については返還免除等、制度の拡充について、国に対する要望はもとより、県独自の取り組みを継続して行うこと。

3) 病児・病後児保育について、「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」における31年度末までに31施設での実施目標達成に向け、市町村と連携強化を図ること。

また、市町村が実施する放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業等についても事業の拡充と質の向上のための支援をすること。加えて、それぞれのサービスについては、勤務時間等に柔軟性が必要なため、人材確保のための取り組み支援に引き続き取り組むこと。

4) 2018年3月の東京都目黒区での5歳女兒に対する虐待事件をはじめ、今年に入って2019年2月の千葉県野田市での小学4年生女兒、2019年6月の北海道札幌市での2歳女兒に対する虐待など、児童虐待に関する事件が後を絶ちません。児童虐待を未然に防ぐためにも、以下のことについて対応を強化すること。

① あらゆる段階で通報出来るよう関係機関に対し指導・協力をを行うとともに、ネグレクト等親が加害者とならないためにも、相談窓口の周知徹底はもとより相談しやすい体制の整備・充実、情報収集の強化を図るよう引き続き市町村と連携して取り組みを行うこと。

加えて、児童虐待予防の観点から、あらゆる機会を利用し、オレンジリボン運動の推進をはかること。

② 児童相談所における児童虐待の対応については、年々複雑・困難化しており、ケースワーカーの対応事案の抱えすぎが懸念されることから、マンパワーの確保と関係機関との連携強化に向けた取り組みを行うこと。

また、児童相談所を含めあらゆる相談機関における職員の充足数を調査したうえで相談体制・相談ケースの強化に向け職員を増員し、人的・質的向上に向けた取り組みを行うこと。

5) 子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策推進計画の取り組み実施については、市町村と連携し相談受付体制の強化(ニーズ把握)に努めること。

また、ひとり親家庭や貧困家庭を含め地域における子どもの居場所づくりの観点から「子ども食堂」の取り組みについては、公的支援の継続はもとより拡充について検討すること。

4. 障がい者に対する福祉サービスの充実と権利擁護の確立

1) 障がい者が地域で生活する権利を保障したインクルーシブな社会を実現するために、障がい者がくらしやすく就労しやすい環境づくりを進めること。特に官民間わず雇用における「合理的な配慮」の取り組みについて関係機関と協力して取り組むこと。

5. その他、社会保障制度の実効ある取り組み

1) 「生活困窮者自立支援制度」が実効あるものとなるよう、市町村などと連携をはかることで利用者の生活を支援していくこと。とりわけ、「就労訓練事業」については、事業所数の確保に向けた新たな掘り起こしに取り組むとともに、低所得者対策として国民健康保険の「無料低額診療」事業所の拡大についても取り組むこと。

6. 男女平等政策

1. 男女平等社会実現の取り組み

1) 「第4次おおいた男女共同参画プラン」について、最終年度となる事から目標達成に向け、取り組みを一層推進させること。

とりわけ、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数」や「新たに認定する女性農業経営士数」など、達成度が50%以下の項目については、早急な対策を図ること。

2) すべての働く者が安心して仕事と育児や介護等を両立できる環境整備を行うこと。特に、「おおいた働き方改革」共同宣言でも掲げている男性の育児休業取得率の向上について取り組みの促進を図ること。

また、妊娠・出産・育児、介護などを理由として退職した労働者の再就職を支援する施策の周知と拡充をはかること。とりわけ、妊娠・出産を機に退職する割合が多い女性に対する取り組みを強化すること。

7. 人権政策

1. 女性、子どもの人権を冒涇する性の商品化や暴力を許さない社会づくりの推進

1) 高齢者や障がい者、また、女性や子どもに対するあらゆる暴力（性犯罪、ストーキング、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、デートDV等）の根絶・防止に向け、引き続き、広く県民に対する広報・啓発活動に取り組むこと。

また、それぞれの事案に対応した相談体制の強化に向けては、人員増加はもとより継続雇用のための体制整備ならびに専門職を配置するなど一層取り組むこと。

2) 女性の人権問題については、女性が相談しやすい体制づくりの推進に向け、引き続きの対応をはかるとともに、人材育成・対応強化の観点から、相談員や関係職員の専門職化を推進すること。加えて、潜在するDVやストーカー問題に対応するため、積極的な広報活動と警察と連携した相談体制の強化に向けて引き続き取り組むこと。

2. 人権を尊重する社会づくりの推進

1) 現在も多くの差別事象が発生している実態を重く捉えるとともに、2016年2月施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、法の周知と部落差別撤廃を主要な課題として、「大分県人権尊重施策基本方針（大分県人権施策基本計画改訂版）」の着実な推進に向け引き続き取り組みを進めること。

2) あらゆる人権問題の解決に向け、各市町村における人権施策の取り組み格差を解消するために、市町村が実施する啓発活動を支援すること。その際には、人権施策の取り組みが充実している他県の取り組み事例も参考にすること。

また、子どもや地域の実態把握と具体的取り組みを行っている公益社団法人大分県人権教育研究協議会の事務局体制の充実を図るとともに、部落解放や人権の確立を求める様々な外部団体との連携を強化し、学校や企業、地域における啓発活動をさらに推進すること。

3) 人権尊重の社会をつくるために独立性と実効性を確保した人権救済機関の設置をはじめ、県としての人権救済制度の早期確立を図ること。あわせて、戸籍・住民票の不正取得を防止する観点から、県内全市町村において導入した「事前登録型本人通知制度」について、広く県民に対して周知徹底を図り、登録の推進に努めること。

また、昭和23年に制定された旧優生保護法のもと、優生手術が行われた方の実態の把握や検証はもとより、救済措置等早急に施策を講じること。

4) 就職差別の撤廃に向けては、引き続き、採用を行う企業に対し、各種統一応募用紙の使用について徹底していくこと。加えて、採用選考の際には、就職差別につながるような身元調査を行わないよう働きかけること。

また、求職者に対しては、引き続き、ハローワークにおいて、違反事例に関するリーフレットを配布することなどによって周知していくこと。あわせて、高等学校においては、公正選考に向け、引き続き、就職試験受験者アンケートの取り組みを徹底していくこと。

8. 教育政策

1. 教育行政のあり方

1) 豊かで行き届いた教育を実現するため、今後もより多くの地域に赴き、地域・保護者・子ども、また、引き続き学校長だけでなく、広く現場の教職員の声を聞くこと。そのうえで、寄せられた要望については、積極的に教育行政の推進と予算の配分へ反映させること。

2) 子どもたちが安心して教育を受けられる環境を保ち続けるといった観点はもとより、学校は、地域コミュニティの核として位置づけ、行政改革を理由とした画一的な幼・小・中学校・高等学校の統廃合を行わないよう、また、避難所としての性格等も有していることを踏まえ、必要な改修を行うとともに、引き続き、市町村に対しても指導していくこと。

さらに、これまでの間に行ってきた統廃合によって惹起している問題点に対して必要な対策を早急に講じること。

2. 子ども1人ひとりの学習権の保障と教育環境の整備

- 1) 教員が、学校現場において、子どもと向き合う時間を確保することにより、キメ細かい教育の実現へとつながるよう、少人数学級を推進すること。
 - ① 県費負担教職員の増員
 - ② 小学校1、2年生、中学校1年生の「下限」撤廃
 - ③ 複式学級の編成基準については10人以下
 - ④ 高校については学級編制基準を全日制で30人以下、定時制で20人以下また、定時制・通信制教育での学びを保障するための教育環境整備をすること。

- 2) 学力テストについては廃止するよう、国に対して要請していくこと。

また、廃止に至るまでの間、実施する学力テストについては、文部科学省からの通知にもあるように、児童生徒個人々人のつまづきを把握し、今後の教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることなど、その本来の目的を果たすためのみに活用し、学校の序列化や過度の競争につながりうる結果の公表は行わないこと。

- 3) 社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる主権者教育について、確実にカリキュラム化したうえで意識の醸成に努めるとともに、第3次男女共同参画基本計画において、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」が掲げられていることから、教育分野での取り組みを充実させること。

とりわけ、以下の項目については取り組みを強化すること。

 - ① 働くことの価値と働くものの権利を軸とした職業観の形成やワークルール（労働法等）に関する基礎知識について学び、すべての学校でこどもが勤労観・職業観を養えるよう取り組むこと。
 - ② 社会参画意識を養うため、政治参加の重要性と意義について引き続き理解を深めさせること。
 - ③ 進路選択、職業選択においては、男女職務分離の改善を念頭に置き、各人が主体的に選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるような進路指導等を引き続き実施すること。
 - ④ 教育課程においては、結婚や、出産・育児期、看護・介護等に直面しても働き続けることをサポートする各種制度があることや、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについて、引き続き教育を通じて徹底すること。

- 4) 文部科学省の策定した「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」及び「学校図書館図書整備5か年計画」にかかる財源は、地方交付税措置されるが、全額教材費・図書費に財源措置するよう、市町村・市町村教育委員会へ働きかけること。

また、教材費・図書費の財源については、義務教育費国庫負担金で措置するよう、国へ要請するとともに、県としても県立学校の図書館の整備・充実を図ること。

- 5) 大分県は、全国に先駆けて専任司書教諭制度を意見書採択しているが、専門かつ専任の司書教諭を配置することは、学習センターとしての図書館の活性化と活字離れが進む子どもたちを本の魅力に気づかせる事へとつながることから、県内の全学校に配置するよう取り組みを行うこと。

また、県立学校および市町村立学校の全校に専任の学校司書をを配置できるよう取り組むこと。

- 6) いじめ問題の解決や子ども達の様々な問題（メンタル等）は、長期的・継続的な関わりが必要

であることから、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをすべての学校に常勤配置するよう取り組むこと。また、災害等によるメンタル問題については、喫緊の課題として取り組むことができる体制を維持すること。

3. 保護者・地域と連携した「開かれた学校づくり」

- 1) 学校運営協議会については、改正地教法（2017.4）の趣旨を踏まえ、学校運営の支援に特化し、「教職員・保護者・子ども」参画による「学校協議会」として機能するように努めること。

4. 高校教育制度の見直し

- 1) 高校受験については、高校教育準義務化を見据え、定員内不合格を出すのではなく、様々な施策を行うことで希望する全ての子どもが高校に進学が出来るよう、取り組みを進めること。特に障がいのある子どもの高校進学に関しては、「障害者基本法」第16条に則り、障がい等を理由にした排除を行わず、県が率先して教職員の増員や施設改善など必要な支援策を講じ、すべての子どもが安心して高校生活を送れるようにすること。

また、障がいのある子どもなどが、別の方法で教育を行わざるを得ないという特別の理由がない限り、引き続き合理的な配慮により、普通学級に在籍して教育を受けられるインクルーシブ教育を推進すること。

- 2) 子どもの学びは、社会で支えるとの観点から、高校の授業料については無償とするよう、国に対して要請していくこと。

また、就学支援金制度について、支給対象生徒の申告漏れが無いよう、引き続き十分な対応を図ること。あわせて、高校生等就学支援金制度および授業料以外の教育費負担を軽減するために設けられた高校生等奨学給付金制度については、受給対象となる生徒が受給し損ねることのないよう、受給未申請の家庭に対するヒアリングを行うなど、十分な対応を図ること。

一方、教育機会均等の実現や就職後における金銭面での負担・不安感の軽減との観点から、市町村との連携により、大学生等への給付型奨学金の拡大（実施数・対象者数・貸与額）や貸与型奨学金の無利子化について、引き続き取り組むこと。その他、教育費に関する公的支援の拡充を行うこと。

- 3) 高校ならびに特別支援学校の再編整備・統合に関しては、進学における家庭の影響（遠距離通学・下宿）が起りうるため、地域住民、保護者、学校現場の声を充分反映させること。

また、これまでの再編整備・統合により、遠距離通学となっている子どももいる実態を踏まえ、「通学費等奨学金」の金額設定や適用人数について拡充すること。また、給付型への移行については引き続き検討を行うこと。

5. 学校職場における労働安全衛生体制の確立

- 1) 労働安全衛生体制のもとでの安全衛生に関する取り組みが実効あるものとなるよう、労働安全衛生法に基づく研修を充実させることなどにより、引き続き管理職をはじめとする教職員の

安全衛生に対する意識を向上させていくこと。あわせて、県内における教職員の現職死亡や病気による休職などが多いことから、教職員の心身の健康の確保に向け、引き続き、健康診断や相談体制等の充実を図っていくこと。

また、長時間労働の削減に向けては、職場の管理職の意識改革と加配を含めた予算の確保を行い、人員増などの対策のほか、教職員の「働き方改革」を実現するため、勤務実態をより正確に把握できるようなシステムの運営に努めるとともに、業務量の上限規制を行うなど、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針および計画を策定すること。

6. 「教育の自由」の遵守

- 1) 平和で民主的な国家の形成は、教育の力によるものであることから、日本国憲法の理念のもと、教育の自由を守り、学校の自主性・主体性を尊重すること。とりわけ学校行事等に対する「日の丸」「君が代」の強制・押し付けは行わないこと。

9. 土地住宅政策

1. 安心・安全な社会とまちづくりの推進

- 1) 社会資本整備においては、既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行うとともに、地域住民の生活・安全・環境に関連した社会資本は、人口減少および高齢社会に対応する観点から、優先順位をつけたうえで効率的に整備すること。

- 2) 本県の「活力」「発展」を支え、地域産業や観光の基盤となる中九州横断道路や中津日田道路などの地域高規格道路の早期完成に向け、国および自治体、関係機関と連携を図り、取り組みを進めること。あわせて、東九州自動車道、宇佐別府道路、大分空港道路の4車線化に向けた取り組みを推進すること。

- 3) 九州北部豪雨災害（2012年）および熊本地震などにより、国道57号線やJR豊肥本線が繰り返し寸断され、復旧までに多くの日数を要している。国道57号線およびJR豊肥本線については、地域住民の日常生活に不可欠な生活路線であるとともに観光業へも大きな影響を与える。このため、安心な暮らしを守る強靱な県土づくり、発展を支える交通ネットワークの充実の観点から、中九州横断道路ならびに、国道57号線の迂回ルートを含めた生活路線の確保と周遊ルートとしての観光路線について検討すること。

また、九州北部豪雨災害（2017年）により、寸断された日田彦山線についても、関係機関との議論が長期間に亘っていることから、早期解決に向けた対応を図ること。

10. 環境・エネルギー政策

1. 地球温暖化防止策の推進

- 1) 「第4期大分県地球温暖化対策実行計画」の初年度の取り組み評価および進捗状況の管理を

確実に行うとともに、CO2削減に向けた取り組みを一層推進すること。

また、CO2削減量の評価については、これまでの取り組みの検証を行いながら、より実用性のある取り組みを行なうこと。

なお、ノーマイカーワークの推進については、取り組み企業の広がりが見られないことから、更なる周知を行うこと。

- 2) 公共交通機関の利用促進及び交通渋滞の緩和やCO2排出量削減に資するエコ通勤割引制度については、これまでの評価をした上で、制度の周知徹底と利用者拡大などの今後の取り組みについて明らかにすること。

2. 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

- 1) 安定的・低廉な価格でのエネルギーの供給については、省エネによるエネルギー需要を抑制する一方、既存発電施設の有効活用等によって、エネルギー供給の増強を図る必要がある。そのために、引き続き国に強く要請すること。
- 2) エネルギー全体のベストミックスの構築に向け、再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステム、水素エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに取り組むこと。
- 3) 大規模太陽光発電所の開発に伴う環境破壊が懸念されていることなどから、再生可能エネルギーの導入については、自然・地域環境に配慮しつつ、地域が持つ強みや特色を生かした地熱・温泉熱や水素等の新エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、エネルギー関連産業を育成するため、コーディネーターの有効活用を積極的に推進すること。
- 4) 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、県民および県内産業に対する賦課金による負担が増大していることから、企業や国民負担の妥当性や納得性などを精査し、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しが行われるよう国へ要請すること。

3. 水資源の有効利用と生活排水処理の整備促進

- 1) 「大分県生活排水処理施設整備構想2015」の初年度の取り組み評価および進捗状況の管理を確実に行うとともに、生活排水処理率の向上にむけて、各種事業を一層推進すること。
また、各市町村における合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の普及に向けては、その進捗を把握しながら的確な指導を行うこと。

11. 交通政策

1. 持続可能な社会基盤としての交通・運輸体制の確立

- 1) 地域公共交通については、子どもの通学や自動車運転免許証を返納した高齢者の通院など、高

齢者や障害者の外出機会の保障とまちの活性化が必要であることから、各地域に応じた交通シビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）を示すことに加え、公共路線維持に向け市町村と連携して取り組むこと。

2) バス事業については、複数の市町村をまたぐバス路線へ運行費を助成する「地方バス路線維持対策事業」および県民生活に必要な地域公共交通に対して助成する「生活交通路線支援事業」を引き続き行うとともに、事業の拡充を図ること。あわせて、国庫補助対象基準を満たさない幹線バス系統の多くは、事業者の努力によって運行継続されているため、補助対象基準の緩和について、引き続き強く国に要請すること。

3) 鉄道事業について、過去最大規模の減便となったダイヤ改正の影響によって、生活への影響が懸念されることから、利便性の向上にむけて事業者と連携した取り組みを行なうこと。

また、駅の無人化に対する安全対策についても同様に連携を行うこと。

なお、これらの対応については、必要に応じて事業補助などの対策を講じること。

2. 交通渋滞・通勤混雑解消対策の推進、交通の円滑化

1) 専用駐車場・荷捌施設の設置にむけ、条例による荷捌き駐車施設の設置の義務化、駐車場法の特例制度として規定された荷捌き駐車施設の集約化、住宅街における駐車規制の見直しなど、地域の実情にあわせて物流を考慮したまちづくりを推進すること。

併せて、駐車場・タクシー乗り場の他、主要駅での路線バス乗降場および貸し切りバスの駐車場整備などを推進し、車両と人の安全につなげること。

3. 県民生活の安心・安全の確保について

1) 省エネにも有益性が認められるLED式信号機の設置促進や、交通安全対策としての歩車分離式信号機の整備を推進すること。

また、その際には、地域住民等からの意見・要望を待つのではなく積極的な取り組みを展開すること。

加えて、交通事故減少の観点から時差式信号機への矢印表示化についても検討すること。

12. IT政策

1. IT利活用のための整備

1) 公衆無線LAN（無料Wi-Fi）については、共通認証や認証連携などを活用することで施設の拡充を推進するとともに、現状の通信速度を評価し、利便性の向上を図ること。特に、中心部での速度低下等が見受けられる状況があることから、エリアごとの検証をはかること。

また、公衆無線LAN（無料Wi-Fi）のセキュリティー強化をはかると共にセキュリティー対策について情報発信すること。

2) 県民の安心・安全や個人情報の保護等を基本としつつ、ICTやIoTの利活用の促進に向けた各種制度の規制・ルールを整備すること。とりわけ、将来にわたり安心して暮らすための基盤である「健康・医療」や「環境・エネルギー」「防災・減災」等の分野についてはICTの積極的な活用を推進すること。

13. その他

1. 投票しやすい環境の整備

- 1) 投票者の利便性と投票率向上の観点から、投票所（期日前を含む）を頻繁に人の往来がある施設に設置すること。とりわけ、若年層の投票率向上のための投票所設置について検討すること。その際には、施設側からの公募を行うこと。
また、投票率向上対策について、他県の好事例などを参考にすること。
- 2) 障がい者に対する投票支援策として、投票方法、投票環境、投票用紙等に関するアクセシビリティを向上するとともに、政見放送の手話・字幕放送の義務化や選挙公報・選挙通知の多様な形態での提供など、選挙に関する情報保障を充実すること。
- 3) 投票所入場券から性別欄を削除する等、性的少数者（LGBT）の有権者が投票する際の本人確認時における配慮を行うこと。

以上